

- 三五 おばしぎ
- 三六 みゆびしぎ
- 三七 えりまきしぎ
- 三八 こもんしぎ
- 三九 きりあい
- 四〇 しべりあおおはししぎ
- 四一 こあおししぎ
- 四二 あおあししぎ
- 四三 たかおししぎ
- 四四 きあししぎ
- 四五 めりけんきあししぎ
- 四六 いそしぎ
- 四七 そりはししぎ
- 四八 おおろししぎ
- 四九 おおそりはししぎ
- 五〇 ほろろくしぎ
- 五一 ちゅうしやくしぎ
- 五二 こしやくしぎ
- 五三 はりおししぎ
- 五四 ちゅうししぎ
- 五五 おおじしぎ
- 五六 はいいろひれあししぎ
- 五七 あかえりひれあししぎ
- 五八 つばめちどり
- 五九 おおとうぞくかもめ
- 六〇 とうぞくかもめ
- 六一 くらとうぞくかもめ
- 六二 しろはらとうぞくかもめ
- 六三 はじろくらはらあじさし
- 六四 はしぐろくらはらあじさし
- 六五 おにあじさし
- 六六 あじさし
- 六七 べにあじさし
- 六八 えりぐらあじさし
- 六九 まみじろあじさし
- 七〇 こあじさし
- 七一 くらあじさし
- 七二 つつどり
- 七三 はりおあまつばめ
- 七四 あまつばめ
- 七五 はちくい
- 七六 つばめ
- 七七 つめながせきれい

- カリドリリス テヌイロストリス
- クロケティア アルバ
- (カリドリリス アルバ)
- フィロマクス プグナクス
- トリュンギテス スブルフィコルリス
- リミコラ フアルキネルルス
- リムノドロムス セミバルマトウス
- トリンガ スタグナティリス
- トリンガ ネブラリア
- トリンガ グラレオラ
- ヘテロスケルス プレヴィベス
- ヘテロスケルス インカヌス
- アクティティス ヒュボレウコス
- クセヌス キネレウス
- リモサ リモサ
- リモサ ラボニカ
- ヌメニウス マダガスカリエンヌイス
- ヌメニウス ファイオプス
- ヌメニウス ミヌトウス
- ガルリナゴ ステヌラ
- ガルリナゴ メガラ
- ガルリナゴ ハルドウィキイ
- ファラロプス フリカリリア
- (ファラロプス フリカリリア)
- ファラロプス ロバトウス
- グラレオラ マルデイヴァルム
- カタラクタ マツコルミンキ
- ステルコラリウス ボマリヌス
- ステルコラリウス パラヌイティクス
- ステルコラリウス ロンギカウドウス
- クリドニアス レウコプテルス
- クリドニアス ニゲル
- ステルナ カスピア
- (ヒドロプロゴネ カスピア)
- ステルナ ヒュロンド
- ステルナ ドウガルリイ
- ステルナ スマトラナ
- ステルナ アナイテトウス
- ステルナ アルビフロンヌ
- アノウス ストリドウス
- ククルス サトウトラトウス
- ヒルンダプス カウダクトウス
- アプス パキフィクス
- メロプス オルナトウス
- ヒルンド ルステイカ
- モタキルラ フラヴァ

(オーストラリア側書簡)
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)
本大臣は、更に、オーストラリア政府が閣下の書簡にいう勧告を受諾する旨を確認する光栄を有します。よって、協定の付表は、この書簡の日付の日の後三箇月で、前記の勧告のとおり改正されたものとみなされます。
この書簡は、英語及び日本語で作成しました。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千八年十二月二十二日にキャンベラで

オーストラリア駐在 日本国特命全權大使 小島高明閣下
外務大臣 スティーン・スマイス

○厚生労働省告示第四号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十一年一月十六日
別表に第20部として次のように加える。

品名	単位	薬価
トクテレンソール100mg	錠	619.80
トクテレンソール50mg	錠	2,278.80

○農林水産省告示第三十一号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号(南アフリカ共和国産パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレング、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレング、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月十六日
農林水産大臣 石破 茂
一の(中)「あつて」を「あつて」に改め、同(二)中「あつて、スワジランド王国」を「あつて、スワジランド」に、「スワジランド王国農務省」を「スワジランド農務省」に改める。

四中「あつて」を「あつて」に改める。
五の(中)「なつた」を「なつた」に、「あつて」を「あつて」に改める。
六の(中)「実施された」を「実施されている」に改め、同(二)中「実施された」を「実施されている」に改め、同(中)「あつて」を「あつて」に、「行われた」を「行われている」に改め、同(中)「あつて」を「あつて」に、「開始された」を「開始されている」に改める。
○農林水産省告示第三十二号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第八の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号(スペイン国産レモン、クレメンティン並びにネーブル種、パレンシア種及びサルステイアーナ種のスイートオレングの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十一年一月十六日
農林水産大臣 石破 茂

